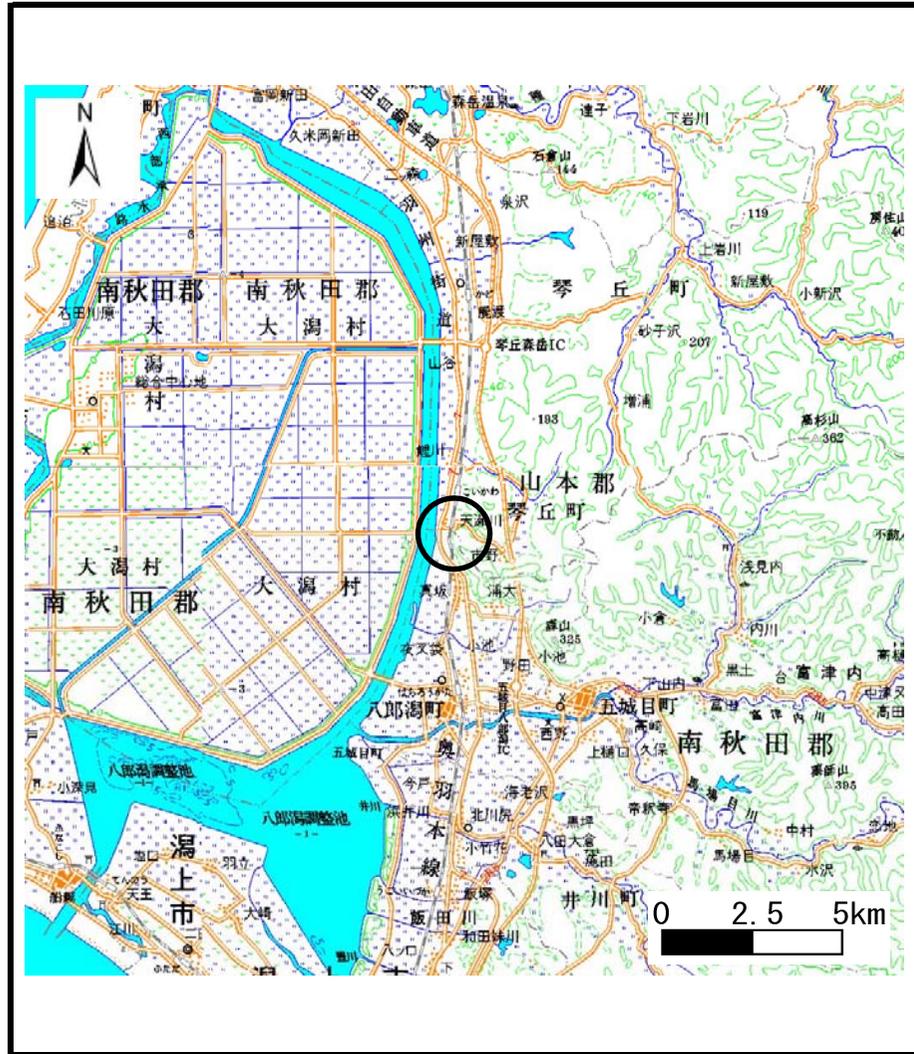
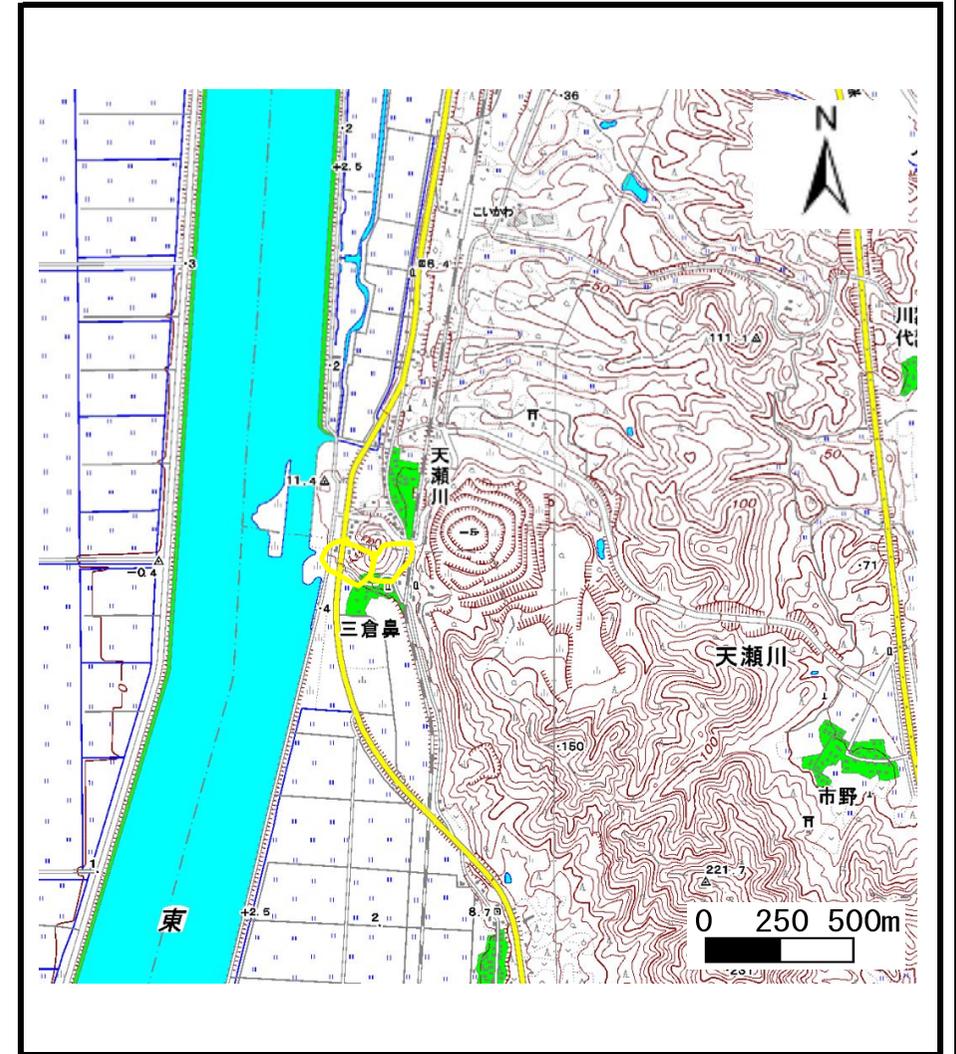


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1 (急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-1305
箇所名	三倉鼻1号
所在地	南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。（認証番号 平24東複、第78号）

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100m

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

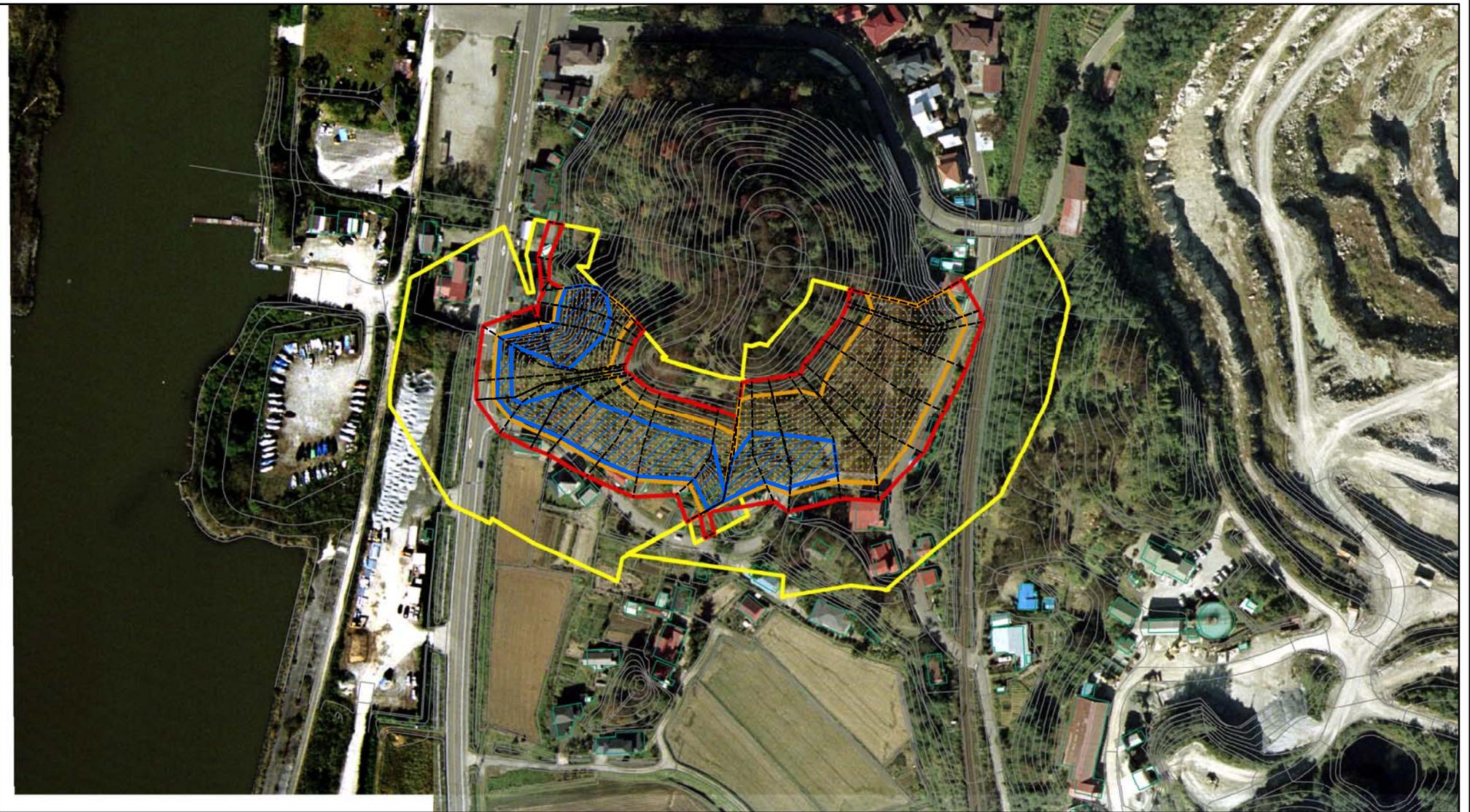
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

+	縮尺
1:2,500	

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第486号
告示年月日	平成27年11月10日

箇所番号	I-1305
箇所名	三倉鼻1号
所在地	南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100  
m

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



自然現象  
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-1305

土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域



縮尺

告示番号

第486号

箇所名

三倉鼻1号

土石等の堆積の高さが3mを超える区域  
それ以外の区域



1:2,500

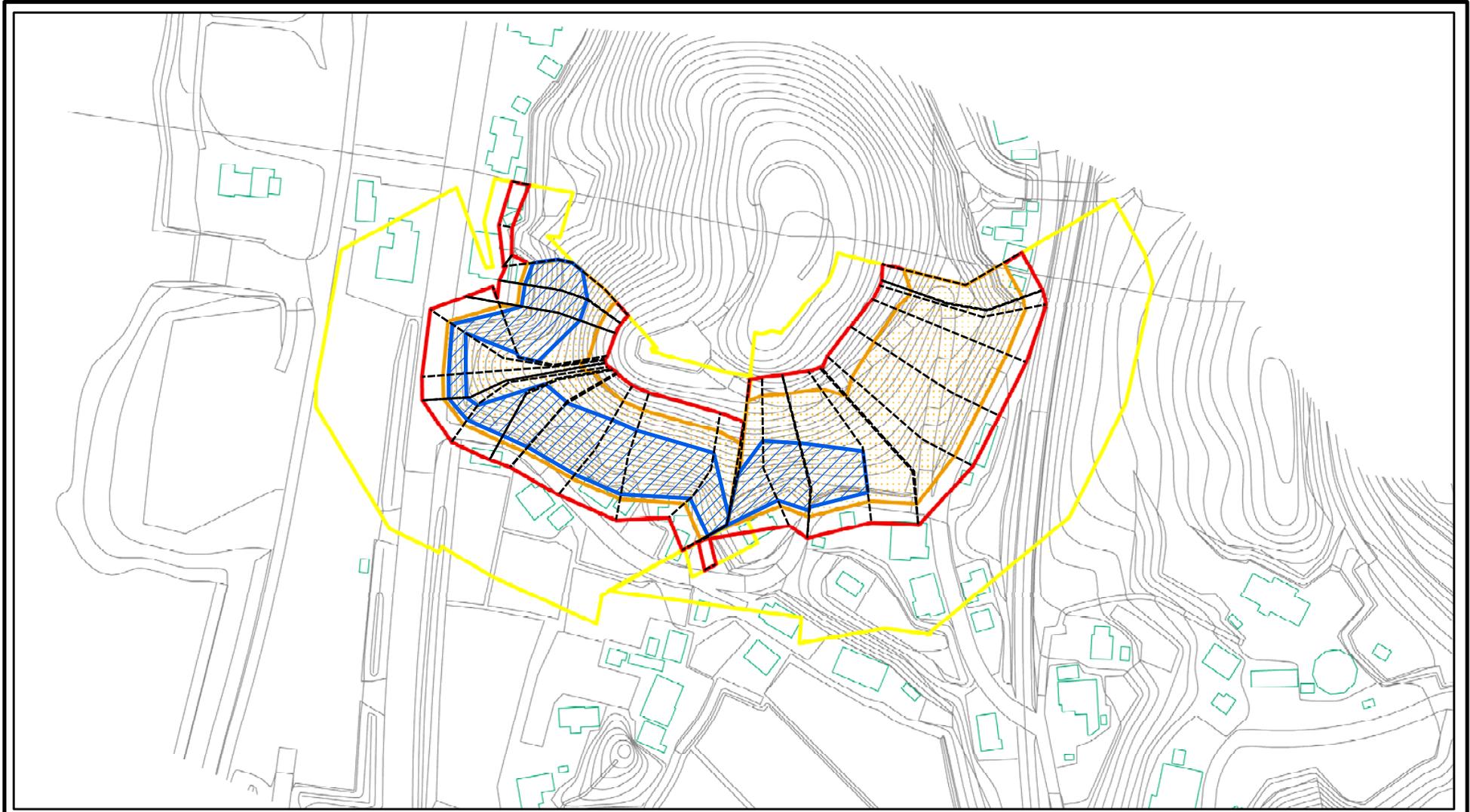
告示年月日

平成27年11月10日

所在地

南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



0 25 50 100 m

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土

土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、  
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



縮尺

土石等の堆積の高さが3mを超える区域  
それ以外の区域



1:2,000



自然現象  
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-1305

告示番号

第486号

箇所名

三倉鼻1号

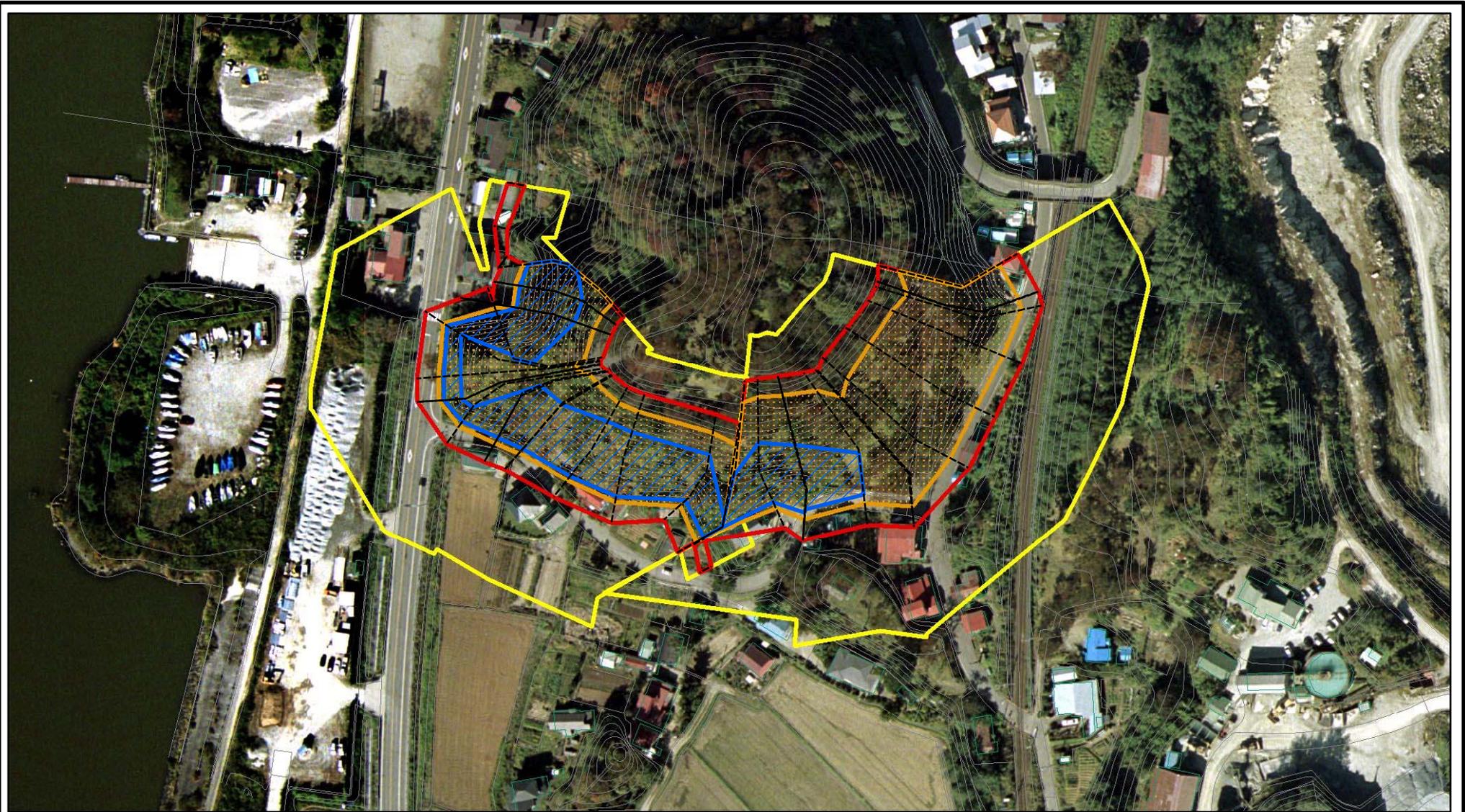
告示年月日

平成27年11月10日

所在地

南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻

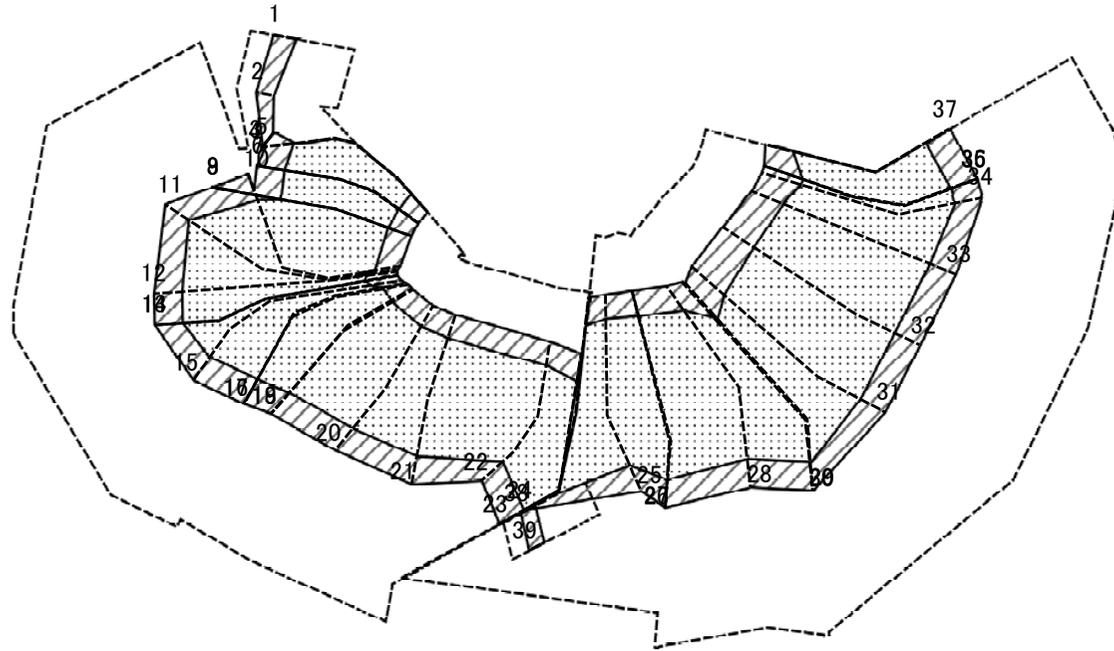
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



0 25 50 100  
m

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1305
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			縮尺	告示番号	第486号	箇所名
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		告示年月日		平成27年11月10日	所在地	南秋田郡八郎湯町真坂字三倉鼻
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域				

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)  
土砂災害特別警戒区域の区域区分図  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

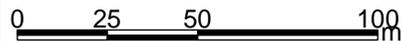
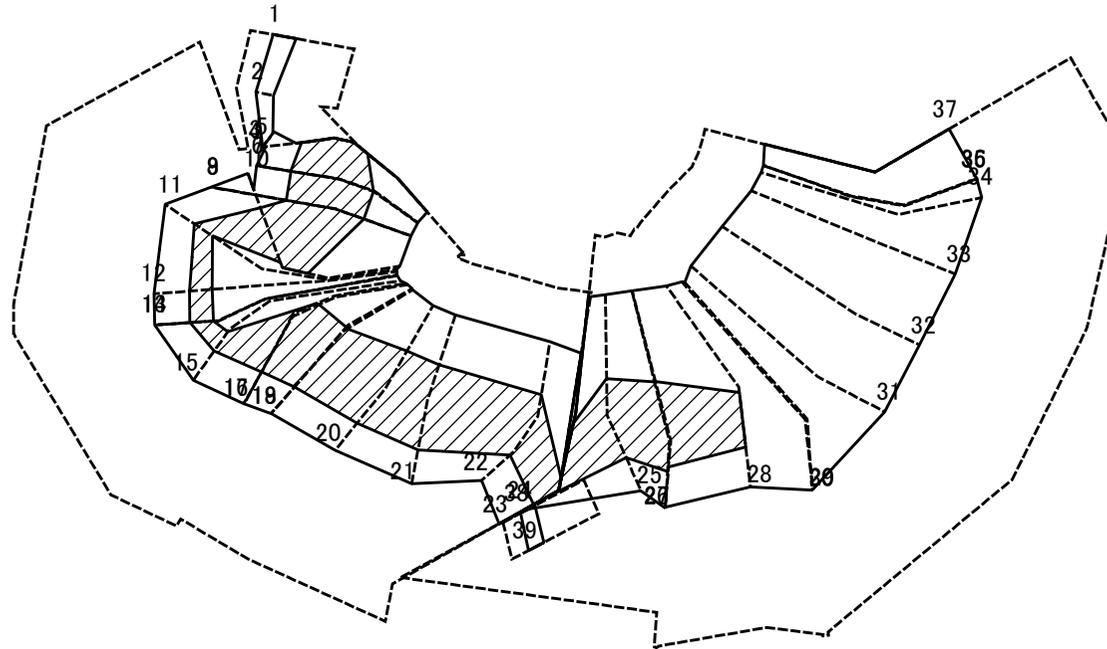
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	
それ以外の区域	

土	縮尺 1:2,000
告示番号	

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第486号
告示年月日	平成27年11月10日

箇所番号	I-1305
箇所名	三倉鼻1号
所在地	南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			土 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1305
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第486号	箇所名	三倉鼻1号
		それ以外の区域			告示年月日	平成27年11月10日	所在地	南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻

## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	67.12	1.00	-	-	9.07	1.80	36 ~ 37	151.58	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00
2 ~ 3	-	-	59.32	1.00	-	-	9.28	1.84	38 ~ 39	-	-	59.46	1.00	-	-	9.74	1.93
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00									
5 ~ 6	161.78	1.00	100.00	1.00	20.55	4.07	15.16	3.00									
7 ~ 8	160.74	1.00	100.00	1.00	21.25	4.20	15.16	3.00									
9 ~ 10	159.24	1.00	100.00	1.00	21.25	4.20	15.16	3.00									
10 ~ 11	159.24	1.00	100.00	1.00	18.50	3.66	15.16	3.00									
11 ~ 12	149.97	1.00	100.00	1.00	17.51	3.47	15.16	3.00									
12 ~ 13	149.97	1.00	100.00	1.00	17.51	3.47	15.16	3.00									
14 ~ 15	150.58	1.00	100.00	1.00	17.56	3.47	15.16	3.00									
15 ~ 16	160.39	1.00	100.00	1.00	18.65	3.69	15.16	3.00									
17 ~ 18	163.05	1.00	100.00	1.00	20.15	3.99	15.16	3.00									
19 ~ 20	162.99	1.00	100.00	1.00	20.92	4.14	15.16	3.00									
20 ~ 21	159.93	1.00	100.00	1.00	20.92	4.14	15.16	3.00									
21 ~ 22	159.93	1.00	100.00	1.00	20.90	4.13	15.16	3.00									
22 ~ 23	158.37	1.00	100.00	1.00	17.89	3.54	15.16	3.00									
17 ~ 18	163.05	1.00	100.00	1.00	20.15	3.99	15.16	3.00									
24 ~ 25	162.90	1.00	100.00	1.00	19.37	3.83	15.16	3.00									
25 ~ 26	162.90	1.00	100.00	1.00	19.37	3.83	15.16	3.00									
27 ~ 28	159.39	1.00	100.00	1.00	15.98	3.16	15.16	3.00									
28 ~ 29	151.72	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00									
30 ~ 31	134.65	1.00	100.00	1.00	-	-	14.28	2.83									
31 ~ 32	140.60	1.00	100.00	1.00	-	-	14.60	2.89									
32 ~ 33	144.03	1.00	100.00	1.00	-	-	14.82	2.93									
33 ~ 34	144.03	1.00	100.00	1.00	-	-	14.82	2.93									
34 ~ 35	136.56	1.00	100.00	1.00	-	-	14.40	2.85									

様式-3(急)  建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1305
	告示番号	第486号	箇所名	三倉鼻1号
	告示年月日	平成27年11月10日	所在地	八郎潟町真坂字三倉鼻